

住宅リフォーム等補助事業

6月1日(月) 8時30分から建築住宅課
(消防防災センター5階)で申込順に受け付け

本市では、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成しています。

年度内に補助金を交付する補助事業ですので、リフォームを検討中の方は、お早めに申し込みされるようお勧めします。

※予算が無くなりしだい終了

当事業は平成27年度で終了します

補助額

最大

100,000

円

※対象費用の10分の1を補助します
(補助は、対象工事費用が10万円以上の場合に限り)

補助対象者

- 市内に在住で、持ち家住宅のリフォームなどの工事を行う人
- 市税を滞納していない人
- 施工業者、申請者がともに暴力団員などでない人
- 過去に当事業の補助を受けたことがない人

補助対象住宅

- 市内所有で、建築後10年以上経過して自ら居住している住宅
- ※マンションなどの集合住宅は個人専有部分、店舗などの併用住宅は個人住宅部分

補助の対象となる工事

- 市内の建築業者が、補助対象工事の施工業者であること
- 補助対象工事に必要な費用(消費税及び地方消費税の額を含む)が、10万円以上であること
- 平成28年1月29日(金)までに、完了実績報告書の提出ができる工事であること

⚠ 施工業者が市内の建築業者である必要があります。市外業者の場合、補助対象にはなりません。

申請受付から補助金交付までの流れ

『家のリフォームをしよう!』



☎ 建築住宅課 28-6183

申請書類を提出

交付決定通知書が届いたら...

リフォーム工事!

工事が終わったら...

完了実績報告書を提出

施工実績の審査が終わったら...

補助金を指定口座へ振込

- 工事請負契約書や工事内訳見積書の写し、着工前の写真または図面などが必要
- 申請書類の審査を行い、市から交付決定通知書を送付します。また、必要に応じて現地確認を行います

⚠ 交付決定前の工事着工は、補助対象になりません。必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。

- 補助金交付決定通知後に、工事内容の変更があった場合、補助金変更の申請が必要となります。工事請負変更契約書や変更後の工事内訳見積書などを提出していただきます

⚠ 補助金の増額変更はできません(減額は可能)。補助金申請前に、工事内容をよく検討してください。

- 工事箇所の完成写真や、工事代金の領収書の写しなどの書類を提出していただきます
- 実績報告書の審査(現地確認)を行い、市から補助金交付額の確定通知書を送付します。その後、補助金を請求してください

⚠ 完了実績報告書は、平成28年1月29日(金)までに提出してください。